別表

一	二
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金 （二）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金 （三）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負担金 （四）　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものを除く。） （五）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金 （六）　震災特別法第七条の規定による補助金 （七）　特定非営利活動法人等被災者支援交付金 （八）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。） （九）　被災者支援総合交付金 （十）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金 （十一）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金 （十二）　文化芸術振興費補助金 （十三）　障害者総合支援事業費補助金 （十四）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 （十五）　漁場等復旧支援対策費補助金 （十六）　水産業振興対策地方公共団体事業費補助金 （十七）　農業・食品産業強化対策推進交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。） （十八）　農業用施設災害復旧事業費補助 （十九）　農地災害復旧事業費補助 （二十）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 （二十一）　地域経済政策推進事業費補助金（自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業に係るものに限る。） （二十二）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業及び下水道事業に係るものを除く。） （二十三）　観光関連復興支援事業費補助金 （二十四）　ブルーツーリズム推進支援事業費補助金 （二十五）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （二十六）　復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金（管理の開始の日から起算して十年以内の公営住宅に対する事業に係るものに限る。） （二十七）　災害公営住宅特別家賃低減対策費補助 （二十八）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）
三	（一）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。） （二）　水産資源管理対策地方公共団体事業費補助金 （三）　農業・食品産業強化対策推進交付金（二の項（十七）に掲げるものを除く。） （四）　社会資本整備総合交付金

○総務省令第四十四号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）附則第十五項の規定により読み替えて適用する第百三条の二第四項第十二号の四の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十五日　　総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［1～4　略］ （附属設備） ［5　略］ 6　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 ［7　略］	**附　則** ［1～4　同上］ （附属設備） ［5　同上］ 6　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給するための設備とする。 ［7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。